

# 第1回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和4年5月2日(月) 午後1時30分～午後3時20分

2、開催場所 鹿島新世紀センター 2階会議室

3、出席委員 12名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 0名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

## 5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 1番 下村 和幸 委員 3番 針尾 忍 委員

②第2 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について  
議案第 1号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
議案第 2号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について  
議案第 3号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
議案第 4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画  
について  
報告第 2号 農地等形状変更届出について

## 6、農業委員会事務局職員

役職	氏名	役職	氏名
事務局長	田中 宏幸	主査	田中 莊子
局長補佐	峰松 正典	書記	植松 優太

## ◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	下村 和幸	○	7	木下 英春	○
2	中牟田 安彦	○	8	大町 朝子	○
3	針尾 忍	○	9	三原 一義	○
4	馬場 英喜	○	10	藤家 豊次郎	○
5	中村 博之	○	11	山口 和子	○
6	小笠原 初男	○	12	織田 博吉	○
		計		12名	12名

## ◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
伏原・下浅浦・中浅浦・下浅浦・大木庭	楠田 賢治
井手・三部	田中 徳吉
常広・古城・新籠	唐島 純一郎
中村・土井丸・森・組方・本町・乙丸	山口 光廣

## 7. 会議の概要

事務局

定刻となりましたので、只今から第1回鹿島市農業委員会定例総会を開きたいと思います。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番下村委員から12番織田委員まで点呼をし、全員の出席を確認。)本日の出席は12名全員であります。次に議事録署名人の指名をします。1番下村委員と3番馬場委員にお願いいたします。審議に入れます前に議事進行について4点ほど注意いたします。1点目ですが、各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように簡潔に言ってください。また、議事に関するのみを簡潔にお願いいたします。2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止といたします。3点目です。市役所内の敷地は指定された場所を除いて禁煙です。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありません。議長席の方へ軽く会釈をしてから退席してください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございますので、提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があり、これを審議・採決するときは特に指示は致しませんが、自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しとか罰則を受けることがありますので、ご注意してください。以上については、個々が自覚し会議場のマナーとしてご協力をよろしくお願ひします。では、慣例により会長に議長をお願いします。

会長

改めまして、こんにちは。先日、市長選挙がありまして新しい市長が決まりました。農業委員会として、新しい市長にもこれまで同様、意見を申し上げていきたいと思っていますので、皆さまのご協力をお願い致します。それから我々農業委員会のメンバーも市長と同様に変わりました。これまで農地の賃料については、そそこの色々な事情もあるかとは思いますが、極力ただ貸しにならないように、地区ごとの生産組合長会議に出向いて話をしてきているところです。本日古枝地区で生産組合長会議がありましたので、早速お邪魔して(農地の)貸し借りの賃料の話をできました。この後、他の地区でも生産組合長会議が予定されていますので、皆さん的新任の紹介を兼ねながら、今年度も賃料の話をていきたいと考えています。いずれにしましても生産組合長さん達と一緒にやっていかないと我々だけでは出来ない話です。ご存知のように市内700町歩に渡る荒廃園がございますから、そろそろ使える農地と使えない所を区分していくかないと荒れていくばかりで、できれば私としましては多良岳土地改良区とか森林組合と一緒にになって、皆さんの任期のこの3年間で元の自然の山に戻すというような工夫をやっていきたいと思っています。前の任期の3年間で七開地区に放牧事業を誘致して、約20町歩の荒廃園対策が出来ましたが、企業の誘致が何処にでも出来るとは限りませんので、このようなこともやっていかないといけないと思っていますので、改めて皆さまのご協力をいただくようによろしくお願ひしたいと思います。特に山手の地区の農業委員さんはご迷惑とご足労をお掛け致しますが、よろしくお願ひしたいと思います。今日は3時30分から最適化推進委員さんに来てもらっての研修を行いますが、既に4名の推進委員の方がお見えになっています。これは今日の議案の転用案件に關係する推進委員の方に来ていただいています。これは農業委員だけではなく、最適化推進委員の方にも現地を確認して気付いたことを総会で発言してもらうためです。参加型の農業委員会をやっていきたいと思います。今、回覧をしていますが、我々は放牧事業の誘致をしましたが、その他にも遊休農地でソバ栽培をやってみたいという法人にも来てもらっています。その法人がソバ粉を使用したシフォンケーキとプリンを開発しました。その写真を回覧して三原委員の所を回っていますが、我々も試食をしてみたいと思っているところです。この次(の総会)あたりでは来たらいいかなと思っています。ソバが出来たときにはソバ会でもしながら懇親を深めていけたらいいかなと思っています。私がこんなふうでございますから、皆さんも緊張なさらずに構えないので是非会議には都合をつけて参加いただくようにお願いして挨拶に代えさせていただきたいと思います。3年間よろしくお願ひ致します。お世話になります。

では早速議案審議に入れます。本日の議題は議案4件と報告2件であります。報告第1号

	「農地法第18条第6項の規定による解約報告」をまずいたしたいと思います。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>総会議案・説明資料の1頁から3頁をご覧ください。報告第1号について説明いたします。記載のとおり今月は9件となっています。合計26筆で面積が43,210平米となっています。内訳は田が14筆で、27,391平米。畑は12筆で、15,819平米となっています。解約事由は双方合意による借人変更のためが5件。あっせんのためが1件。農地法第3条申請のためが3件となっています。</p> <p>なお、借人変更となっている1番・3番・4番・7番・8番は新しい借人の方が決まっておりまして、第4号議案に上がっています。2番のあっせんのためも議案第4号に上がっています。5番・6番・9番については第3号議案に上がっています。</p> <p>以上で報告第1号の説明を終わります。</p>
議長	報告1号について説明をさせましたが、皆さん方から何かございませんでしょうか。担当委員の方から管轄のところで意見がありましたらお願ひします。
5番委員	1番の借受人である●●●●株式会社の概要について教えてください。
事務局	●●●●の所在は●●区の元の●●●●所に入つておられます。親会社は●●市にあります。●●関係の農業法人としてスタートしています。今回解約されるこの3筆の農地では●●の餌にするために●●を栽培するという申請をされていましたが、耕作が巧くいった状況ではなかったようです。以上です。
議長	<p>●●の親会社は●●市の●●●●という●●の会社がございまして、事業の一環で●●の生産・販売をされています。●●の●●●●を引き継がれました。この貸し借りの申請があったときに大丈夫だろかと言っていました。●●の推薦もあったので通しましたが、●●の臭いの苦情や耕作をしたりしなかつたりの状況でした。</p> <p>新しい借人は誰になっていますか。</p>
事務局	13頁に記載されています。●●●●さんとなっています。
議長	ここでは●●作物を作られるのでしょうか。
事務局	議案書には水稻と記載していますが、そのようなこともあるとお聞きしています。
議長	(地元の推進委員である)●●最適化推進委員にお聞きしますが、何か聞いておられますか。
担当 推進委員	転作しなければいけない時は●●作物を作られると聞いています。
議長	<p>ありがとうございました。他にございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。)</p> <p>これで報告第1号を終わります。続いて議案第1号に移っていきたいと思います。議案第1号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	総会議案・説明資料の4頁をご覧ください。番号1について説明いたします。位置図の1頁と本日お渡ししてある資料も併せてご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●●番地、●●番地及び字●●●●番地●でございます。ここは昨年12月に農振除外の申請がついています。登記地目・現況地目3筆共に田です。登記面積はそれぞれ700平米、3,875平米、86平米です。あと同時利用地の宅地(地番は字●●●●番地●)が545.20平米あります。4筆全部を合計しますと5,206.20平米になります。譲受人は●●市の●●●●販売株式会社の代表取締役●●●●さんです。譲渡人はお二人で●●区の●●●●さん81歳、無職の方。もう一人は●●市の●●●●さん88歳、無職の方です。転用の目的は自動車展示場及び修理工場です。その概要はショールームと事務所が352.60平米、整備工場547.30平米、付属建物130.30平米、展示場752.49平米、123台分の駐車場1,124.27平米と通路・その他が2,290.17平米になっています。農地区分は第1種農地です。周囲の状況ですが、東は隣接農地(田)。西は

	宅地。南は道路（市道）。北は道路（●●と農道）です。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はあります。その条件は土地改良区からの用水パイプラインの処理や決裁金の事などと隣接耕作者からの今年の水稻作付を引いて行なう分の補償などです。ここは公共下水道区域ではありませんが、北側にある市道に下水管が埋設してあり、その下水管に水路を下越しして接続が可能なため雑排水は繋ぐそうです。農地転用申請に伴って開発面積が3,000平米を超えていたため開発行為許可申請、道路工事法24条工事承認申請を土木事務所と都市建設課にしており、市道の道路占用許可申請、鹿島市土地改良区に多目的使用申請が出されています。番号1の説明は以上です。
議長	ここは土地改良区の承認は取れているのですか。
事務局	はい。同意するという書類があります。
議長	この案件に関しては参考人の方がお見えですが、担当委員の現地調査報告があつてから、入ってもらいます。担当委員の報告をお願いします。
担当委員	場所は●●区の●●号●●に沿いの東側に●●●●署ができましたが、そこから北に150~200メートル行った所です。面積は3筆と宅地までで5反程になります。この目的は事務局からあつたように●●の自動車展示場と修理工場です。ここは圃場整備された田です。北側は(●●で潰れて)細長くなっています。そこは道路との境界付近にパイプラインが埋設されていて吐き出し管が申請地にあります。吐き出し管の西側には逃がしと言って、掃除するときに使ったり、水圧を調整するものがあります。これを東側の隣接地に移設するということです。東の耕作者の方とも話をしましたが、今から田植えが控えています。水を入れるので、境界から1メートル東に仮の畔を作つてもらつて、その分の補償の話までできているそうです。延長が108メートルあります。ダイハツは境界から約10センチメートル引いてコンクリートブロックを5段積むそうです。盛土の高さは約1メートルになるとのことでした。雨水の排水用の側溝をコンクリートブロックの内側(西側)に入れ、中央から北と南に分けて勾配を付けるようです。南は市道を横断させて水路へ、北は農道の先の水路へ流されます。現在、●●橋の南にある店舗の移転ですので、販売・車検整備・検査修繕等の全業務をここでするということで、最も重要なのは油類や汚水の処理です。申請地の北側の農道に公共下水道があつて、これに接続ができる高さであるために利用をするそうです。繋ぐためには油水分離槽を設けて油分が下水道に入らないようにすることでした。最後に地元の区長さん・生産組合長さんとの話されたことですが、申請地は●●から市道から2箇所に入り口を設けるそうです。市道側は通学路になっていますので、通学の時間帯は極力車の出入りは避けてもらうようにお願いをしたと言つておられました。以上です。
議長	ありがとうございました。担当の推進委員さんから補足などはありませんか。
担当 推進委員	●●委員からあつたように、条件を付けて地元は同意がされています。その中でも市道は通学路となっていますので、車の出入りは通学に時間帯は避けるようにお願いがされています。以上です。
議長	ありがとうございました。参考人にとして設計会社の方がお見えですので、入ってもらいます。
	(参考人、入室)
議長	それでは改めて審議に入ります。農振除外の審議のときには前の委員さんからは少し広過ぎはしないかとか。●●区は建設委員会的な組織を持っておられ、その意見。また、土地改良区の意見を参考に重点的にそこを大事にしたいと思っています。何か質問や意見はございませんか。
11番委員	●●沿いに新車・試乗車展示場と中古車展示場があり、敷地の南側に車両置場が22台とか9台とか54台と書かれていますが、車両置場とは一体どんな車が置かれるのでしょうか。
参考人	整備車両10台、代車20台、下取車15台、事故車5台、スタッフ車両15台、業販・直販納

	車40台、その他2台で合計107台となっています。通路の東側に整備車両、代車、下取車が置かれます。通路の西側に事故車、スタッフ車両などが置かれる計画になっています。
11番委員	今まで以上に業務が拡大されるのですね。
議長	他にございませんか。
4番委員	敷地内の通路が●●と市道を繋ぐように設計されていますが、この通路は一方通行なのでしょうか。
参考人	敷地内通路は一方通行ではありません。バイパスには中央分離帯がありますので、●●からの進入は●●方面からになり、●●へ出るときには●●町方面になります。市道からは東と西の両側に入り出しができます。
事務局	(ホワイトボードに上記のことを書いて説明)
11番委員	●●と市道の交差点には信号がありますか。
事務局	あります。
議長	よろしいでしょうか。他にありますか。
5番委員	油についてお尋ねします。最終的には公共下水道に接続されることですが、発生する油の量はどの位あるのでしょうか。
参考人	出る油の量は分かりませんが、油水分離槽の規模は店舗の規模など基準に従って設置されます。油水分離槽は3槽に分かれてあり、溜まった油は自動洗車機の隣の油脂庫で保管され、定期的に業者が引き取りに来られるそうです。
議長	油水分離槽は何処に設置されますか。
参考人	敷地の北東の角になります。新車・試乗車展示場の隅になります。
議長	よろしいでしょうか。他にございませんか。
11番委員	従業員の方は何人いらっしゃいますか。
参考人	整備士と営業と事務方までで15名と聞いています。今よりも少し増えるそうです。
議長	よろしいでしょうか。一つよろしいでしょうか。通学路のことで地元からお願ひがあつて聞きました。我々も任期があつて、任期が終わつてから何事もないようにしておきたいと思います。地元とはそのことで文書を交わされるのでしょうか。
参考人	●●区の建設委員会に説明に行ったところ同じような質問がありました。市道側については一旦停まるような仕組みで門柱を設けるか、一旦停止の表示をしなさいという要望があつています。これから計画になりますが、設計の方に伝えて進めたいと思います。
議長	文書でお願いします。
参考人	はい。
議長	●●推進委員さん、それでよろしいでしょうか。 (はいと返事あり。) 他にありませんか。それでは採決したいと思います。
	(参考人、退室)
議長	1番に賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ということで取り扱っていただきます。ありがとうございました。 2番に進みます。事務局からの説明をお願いします。
事務局	番号2について説明します。説明資料5頁、位置図は2頁と本日の資料もご覧ください。この案件は親子間で土地を使用貸借の設定をされています。所有権移転ではありません。土地の所在は大字●●字●●●番地●と●●番地●でございます。ここも昨年12月に字●●●●番地の一部416平米が農振除外の申請があつっていました。登記地目・現況地目2筆共に田です。借受人は●●区の●●●●さんと●●●●さん夫妻で26歳、共に会社員の方です。貸出人は●●区の●●●●さん60歳、会社員の方です。転用の目的は一般住宅です。その概要は居宅1棟120.08平米、車庫1棟40.36平米と進入路ほかが249.56平米となっています。農地区分は1種農地で、

	周囲の状況ですが、東は田、西は道路・畑・宅地、南は道路（市道）北は田となっています。関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。番号2の説明は以上です
議長	この案件は私が担当です。親さんの家が市道から少し北の奥にあって、その手前に畑が結構あったので、これをを利用して息子さんの家を建てられませんかという提案をしていましたが、家の構造上、前の市道に沿って建てたいということでした。お手許の詳細図のように申請されています。第1種農地ではありますが、息子が後を継ぐために戻って来るということで仕がないと思っています。担当の推進委員の●●さんから何かありませんか。
担当推進委員	●●の前の道とどの程度離れがあるのかが少し気になりましたが、地元の●●区の区長さんと生産組合長さんが同意されていましたので、大丈夫なのだろうと思って署名しました。
議長	一つ南側の交差点は事故が多い所なので、見通しが気になるところです。 説明が十分ではありませんが、質問や意見はありませんか。
7番委員	申請地と市道の間に線が入っていますが、田んぼが1筆存在するのでしょうか。存在するのなら、市道側の田んぼの所有者は誰か分かりますか。
事務局	申請地と市道の間に分筆線が入っています。ここには畦はなく、和農になっています。市道側の農地の所有者は貸出人の●●●●さんではなく、別の●●さんです。名前は調べていません。
議長	それは●●●●さんの本家の●●さんだと思います。●●●●さんは分家ですから。耕作者は同じ人です。
7番委員	もう一つ質問です。親の家の横に細長く申請地が別筆であります、何か意味があるのでしょうか。
事務局	この細長い土地にU字溝を設置して排水路として使われます。
7番委員	南側の道の当たりには水路はないのでしょうか。
事務局	ありません。北側の圃場整備で作られた幹線水路が一番近いです。
議長	他に質問や意見はございませんか。よろしいでしょうか。特段なければ採決します。2番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により処理させていただきます。 次に移ります。議案第2号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	総会議案・説明資料は6頁をご覧ください。位置図は3頁を併せてご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●●番地●でございます。この案件も昨年12月に農振除外の申請がありました。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は829平米です。申請人は●●区の●●●●さん60歳、会社員の方です。農地区分は2種農地です。転用の目的は植林です。概要はメタセコイア10本、紅葉6本、桜5本、クヌギ2本、イチョウ1本が既に植えられています。周囲の状況ですが、東は河川、西は道路（市道）、南は原野、北は田となっています。備考欄に記載のとおり関係部署との協議はしておりまして、条件は無しとなっていますが、始末書を提出しています。番号1の説明は以上です。
議長	始末書を読み上げてください。
事務局	(始末書の読み上げ)
議長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	現地は●●橋から市道●●・●●線を250メートルほど坂山方面に登った所です。位置図の申請地の横から道路が西の方へ伸びていますが、これが林道●●線です。申請地は市道の東になり、市道よりも低くなっています、河川の方へ3段に段々と低くなっています。先程の説明のように既に植林をされています。数えたら全部で27本植えられています。紅葉が多くたようです。昨年12月の農振除外の申請をして、3月に許可が下りています。これをもって植

	林の許可が下りたと思われたようです。本来であれば、4条の農地転用の申請をして許可を受けてから植林しなければならないのですが、植林に適した時期である2月～3月に苗木を注文してあったようで注意をしたところです。この辺一帯では以前は米作りをされていましたが、近年荒地となっていまして、将来的には植林が増えていくのだろうと思っています。以上が調査報告です。
議長	場所的には、この辺りは以前は田んぼであった所が今では田んぼが無くなっている状況です。皆さんからのご意見等があればお願ひします。
5番委員	私からの提案ですが、この辺一帯が農振地域であるのであれば、除外申請をして許可が出るまでに何カ月も時間を要します。次にこのような案件の相談があった時点で申請者には農振除外に要する時間とその後に農地転用(植林申請)がありますよというお知らせをしておく必要があると思います。
議長	今回植林の時期があつてこうなっていますが、逆に申請される方は時期に合わせて計画して欲しいということです。事務局や農政担当からも農振除外の後の手続きについては説明しているとは思いますが、よろしくお願ひします。 他に質問・意見はありませんか。無いようですので採決します。この植林の案件に賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により許可相当として県へ送るようにいたします。事前着工にも注意をする指導もお願いをしておきます。 続いて議案第3号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の7頁をお開きください。1番について説明いたします。位置図は4頁も併せてご覧ください。土地の所在は●●字●●●●番地●でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は343平米です。譲受人は●●区の●●●●さん71歳、農業の方です。譲渡人は●●区の●●●●さん59歳、会社員の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と相手方の要望となっています。譲受人の方はこの田んぼを取り囲むようにイチゴハウスを所有されています。昨年、宅地分譲で同程度の田んぼを売却されていて、その分の面積を増やしたいとおっしゃっていました。農地法第3条の現地確認調書につきましては、●●委員さんと前の農地利用最適化推進委員の●●さんで行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がっているところでございます。説明は以上です。
議長	担当委員から何か補足での説明はございますか。
担当委員	特にありません。事務局の説明のとおりです。
議長	皆さんから質問や意見はございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。1番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により許可することに致します。 2番の説明を求めます。
事務局	2番について説明いたします。位置図は5頁をお開きください。土地の所在は大字●●字●●●●番地●でございます。登記地目・現況地目共に畠となっています。登記面積は1,850平米です。譲受人は●●区の●●●●さん37歳、農業の方です。譲渡人は●●区の●●●●さん81歳、無職の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と●●●●さんがご主人を亡くされて労力不足のためです。なお、譲受人の方は隣でミカン園を経営されています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、●●副会長と前の農地利用最適化推進委員の●●●●さんで行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がっているところでございます。2番の説明は以上です。

議長	担当の●●副会長から何かありますか。
担当委員	以前はミカンを栽培されていたと記憶していますが、現在はミカンを伐採してありました。新たに何かを植えられるのかなと思って現地を確認してきました。隣のミカン園と一緒に利用されるような園内道路を作ると聞いています。
議長	隣と同じ品種を作られるのでしょうか。以前は何を作っていたのか分かりますか。
事務局	譲渡人の方からはデコポンを作っていたと聞いています。
議長	●●の●●●●から登った所になります。あそこ付近では中々作り手がいない所で、引き受け手もいません。それでは皆さんから質問・意見はございませんか。無いようですので採決します。
	(3番委員、退室)
議長	2番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	はい。ありがとうございました。賛成全員により許可することと致します。
	(3番委員、退室)
議長	3番の説明を求めます。
事務局	3番について説明いたします。位置図は6頁をお開きください。土地の所在は大字●●字●●●●番地と●●番地でございます。2筆共に登記地目は畠で、現況地目は樹園地となっています。登記面積は79平米と183平米です。譲受人は●●区の●●●●株式会社です。譲渡人は同じく●●区の●●●●さん80歳、農業の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と経営農地を自宅の周辺に集約されるための売却です。3月の総会でも同様の申請がありました。この際に申請をすべきことだったそうですが見落としていたそうです。なお、譲受人の方は隣でミカン園を経営されています。農地法第3条の現地確認調査につきましては、●●農業委員と●●農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつてあるところでございます。3番の説明は以上です。
議長	担当委員から補足などありませんか。
担当委員	申請人の方が見落としていたということで来られました。いつしょに現地の確認をしました。
議長	皆さんからの質問・意見をお伺いします。何かございませんか。よろしいでしょうか。(はいという声あり。)
	それでは採決します。3番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により許可することと致します。 4番の説明をお願いします。
事務局	4番について説明いたします。位置図は7頁をお開きください。土地の所在は大字●●字●●●●番地でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は1,119平米です。譲受人は●●区の●●●●さん45歳、会社員兼農業の方です。譲渡人は●●区の●●●●さん73歳、農業の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と高齢による経営縮小となっています。なお、譲受人の方の住まいは●●区ですが、ご両親が申請地の傍、●●区に住んでおられます。農地法第3条の現地確認調査につきましては、●●副会長と●●農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつてあるところでございます。4番の説明は以上です。
議長	担当委員から何か補足はございませんか。
担当委員	ここは位置図からも分かるように圃場整備がされている所です。●●公民館の前の道を通って行くことができます。隣接地も●●さんが所有されていまして、問題ないと判断しています。
議長	何か質問はございませんか。無いようすで採決します。4番に賛成の方の挙手を求め

	ます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により許可することに致します。 5番についての説明をお願いします。
事務局	5番について説明いたします。位置図は8頁をお開きください。土地の所在は大字●●字●●●●番地●外11筆でございます。登記地目・現況地目共に田が4筆、畑が8筆となっています。登記面積は12筆合算で13,910平米です。●●番地、●●番地●、●●番地●の3筆は農業委員会の農地利用状況調査で荒廃農地になっています。また、この周辺西側一帯は荒廃しています。譲受人は●●区の●●●●さん50歳、会社員兼農業の方です。譲渡人は●●区の●●●●さん85歳、無職の方です。譲受及び譲渡理由は生前一括贈与となっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、●●農業委員と●●農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつてあるところでございます。5番の説明は以上です。
議長	担当委員から何かありましたら、補足をお願いします。
担当委員	現地を確認に行きました。事務局の説明のあった3筆は元々水田でした。この周辺が全て荒廃しています。雑木が生えていました。農地とは言えない状態です。このような状況で生前一括贈与を認めていいものなのか皆さんからの意見をお伺いしたいと思っています。その他の所は全部ミカン畠でそれなりに手入れがしてありました。以上です。
議長	その3筆の周辺は水田が荒れているのですか。
担当委員	その付近は谷で以前は水田でしたが、農地から見放されています。
議長	農業委員会としては譲受人が農業をしていくから、認めるということを論議しなくてはいけないのかなと考えます。譲受人の方は草を刈ったりして農地として維持していくという意思はあるのでしょうか。
担当委員	本人は農業をやりますと言ってはいるのですが、まだ申請地では見かけたことはありません。生前一括贈与を元の農業委員の方から勧められたようです。
議長	それなりの手入れがされているミカン畠もこの後は荒れていく可能性もあるということでしょうか。
担当委員	譲渡人の奥さんと話をしたのですが、ミカン畠は自作ですが、譲渡人夫妻は高齢のため難しい作業は近所の方に手を借りているとおっしゃっていました。
11番委員	生前一括贈与で納税猶予を受けるための申請ですよね。
事務局	そのつもりのようです。
11番委員	田んぼは荒廃していて木が生えているのですか。
事務局	(現地の写真を提示)
議長	いかがいたしましょうか。再度、譲受人から事情を聴いて確認しましょうか。 譲受人をご存知の方はいらっしゃいますか。
9番委員	●●の職員ではないですか。
7番委員	もう辞めているのでは。
担当委員	どこかに勤めていると言つてました。どこかは分かりません。
議長	ちょっと本当に農業をやるつもりなのか心配ですね。担当委員からも懸念されると言わわれていますので、再確認するための保留ということでおろしいでしょうか。
	(多数の委員から賛同の声あり。)
議長	それでは、本人の意思を確認しますので、それまで保留させていただきます。 では議案第4号移っていきます。「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題とします。この案件は一括して審議致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第4号について説明いたします。総会議案・説明資料は9頁から16頁までとなります。この案件につきましては1議案で50件でありまして、14頁の41番から

	<p>44番はあっせんによる所有権移転です。41番と42番は今総会後に所有権が売り手の方から公社の方に移ります。43番と44番は公社から買い手の方に所有権が移るようになります。所有権移転の時期は備考欄に書いてある通りです。15頁の45番から16頁の50番までにつきましては農地中間管理機構との貸借となる案件です。この総会から標記がこのように変えています。以前から農業委員をされている方は見慣れた標記から変わっていますのでご了承の程、お願ひ致します。</p> <p>利用権が設定されている案件が1番から40番までの40件です。この40件のうち、新規が19件。再設定（更新）が21件となっています。そのうち、使用貸借権の設定は1件で、賃貸借権の設定が39件です。賃貸借権39件のうち、現金扱いが16件で、物納扱いが23件となっています。契約期間については、20年が1件、10年が6件、6年が1件、5年が21件、3年が9件、2年が1件、1年1件がどなっています。使用貸借権の設定は14番だけです。親子の間で更新の案件となっています。</p> <p>農地中間管理機構との貸借は6件で、契約期間は10年が1件、9年5ヶ月が1件、5年が4件です。6件全て賃貸借件の設定となっていました、金銭扱いが5件。物納扱いが1件でございます。議案第4号の説明は以上です。</p>
議長	<p>集積計画については一括しての審議になります。中間管理機構との貸借は少しばかり標記が変わっています。皆さん方に意見をお伺いする前に、今日古枝地区の生産組合長会議に出向いて、賃借料の設定をお願いしてきたところです。他の地区でも賃借料の基本的な決めごとを決めていただいて、守ってもらうようにお願いをしてもらいたいと思っています。賃借料がゼロ円の使用貸借は原則総会を通しません。但し、現場を確認して農業機械も入らないので作りづらいとか、裏作ができるないという現実的な理由があれば別です。使用貸借の既存の更新は以前からのことで、我々が決めたということではありませんので認めていきたいと思います。もう一つは農業公社を通しての中間管理事業のことですが、農協の鹿島支所内に農業公社の駐在所があります。農家の方はここに書類を提出すれば、手続きが終ったと思われているようですが、担当の最適化推進委員と農業委員にも公社に頼んできたというふうに声をかけて欲しいと思いますし、公社の駐在員が今年度代わりましたが、駐在員も電話一本でも入れて情報共有して欲しいと思っていますし、連携も諂っていきたいと思っています。これまで総会に諮る直前になって、農業委員や最適化推進委員が知らなかったという案件が結構ありました。これからはスムーズに決定していきたいと思いますので、このようにしていきたいと思います。何か質問はありませんか。</p>
6番委員	公社と農業委員会は繋がっていないのですか。
議長	これまで繋がりが良くなかったと思います。今年度、公社の駐在員が代わってもらいましたので改善していきたいと思っています。
6番委員	誰でも農業公社に頼んだら終わつたと思うのではないでしょうか。
事務局	農業公社の前の前の担当者の方は中間管理を活用する場合には農林水産課、農業委員、最適化推進委員を集めて調整会議をされていました。会議の内容は図面を作っていました。今回の対象農地と借り手の経営農地が図示されていて、耕作者として適任者であるので了承してくださいという内容でした。前の担当者はこの手間をかけておられませんでしたので、農業委員等が知らないまま総会に諮ることが多かったと思っています。今回の担当委員の方も会議までは無理かもしれません、連絡を取って情報を流して欲しいとお願いしています。昨年までは締め切り間際に書類を事務局に持ってくるだけされていました。情報の連絡もありませんでした。
議長	そこを改善したいと思っています。 議案に対しての質問や意見はありませんか。使用貸借の安件がありましたね。
事務局	1件となっています。これは以前からの更新で実の親子間での貸し借りとなっています。

議長	それは大丈夫ですね。それでは採決したいと思います。
	(2番委員、退室)
議長	では改めまして採決します。議案第4号に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により議案第4号は決定することと致します。
	(2番委員、入室)
議長	それでは報告第2号「農地等形状変更届出について」を議題とします。1番の説明を求めます。
事務局	報告第2号の1番について説明いたします。総会議案資料の17頁をご覧ください。位置図は9頁も併せてご覧ください。この案件は3月の総会で審議していただきましたが、雨水の排水先が未定となっており、これをはっきりさせないと許可は出せないとのことと保留となっていました。土地の所在は大字●●字●●●番でございます。地目は畑で、面積は2,926平米のうちの2,200平米でございます。届出人は所有者の●●●さんですが、耕作者(利用者)は●●●さんという方です。形状変更事由及び変更後の利用目的ですが、傾斜地を切土と盛土をして平坦にし、ハウスを建ててブドウを栽培するとなっています。このハウスが連棟となっていますので、雨水が大量に流れ出るという点を心配されていました。周囲の状況ですが、東・西・南・北共に畑となっています。申請地は農振除外地となっています。地元協議はしており、条件はなしとなっています。前回から進展したことを申し上げます。ハウスに降った雨水は北側に流れるようになっています。ハウスの北側敷地をコンクリート張りにして雨水の流れる方向を定めるそうですが、敷地外については最寄りの水路までどのように導くのかが未定なっています。今から考えるということでした。説明は以上です。
議長	地元での話合いがあるようになっていると聞いていますが、担当委員はご存知でしょうか。
担当委員	本日5時から現地で区長・生産組合長・役員を交えての話合いがありますので、私も入ります。
議長	この中には現地を見ておられない方もいらっしゃいます。最近は大雨による盛土の崩壊も起こっています。そんなことが起こらないように地元協議を詰めてもらうことをお願いしたいと思います。未定の部分は報告をしてもらうということでご了承をお願い致します。
担当委員	位置図を見てください。最寄りの水路が堤からの水路となっています。ここまで雨水の排水をしてもらうように考えています。現地はブドウの苗木は植えられていますが、ハウスの被覆は来年するということです。
議長	いずれにしても災害が無いような手立てをお願いします。 この案件に関して質問・意見はございませんか。無いようですので採決します。1番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により許可することと致します。但し、許可書の発行は未定の水路の報告があつてからになります。 次に進みます。2番の説明をお願いします。
事務局	2番について説明致します。総会議案説明資料の18頁をお開きください。位置図は10頁と11頁をご覧ください。申請が4筆となっています。土地の所在は①は大字●●字●●●番地●、②は字●●●番地、③は●●番地、④は字●●●番地でございます。4筆共に地目は田で、面積はそれぞれ1,147平米、505平米、240平米、905平米となっています。届出人は所有者の●●●さんで、●●区の方です。形状変更の事由及び変更後の利用目的ですが、申請地は水利が年々悪くなっている、水田としての利用が困難となつたため畑に転換したいとのことです。現地には盛土を行う予定はないとのことです。①にはミカンを。②～④では玉ネギを作るとのことです。

	た。周囲の状況は①の東は道路を挟んで田、西は畑と宅地、南は道路を挟んで田となっていますが、農地転用され太陽光発電装置が既に設置されています。北は田です。②と③の東は河川、西は山林と畑（荒廃地）、南と北は田となっています。④の東は田（荒廃地）。西は道路と河川が並列しており、南と北は田です。ここは4筆共に農振農用地となっています。地元との協議はしてあり、条件は無しとなっています。説明は以上です。
議長	それでは担当委員の現地調査を報告してください。
担当委員	申請人と現地を確認して話を聞いてきました。申請人の方は以前農業委員をされていました。現地は田んぼで利用してきたが水利が悪く、イノシシ被害もあるとおっしゃっていました。①にはミカン、②～④では玉ネギを作つて利用していきたいとのことでした。
議長	皆さんからの質問や意見はございませんか。よろしいでしょうか。それでは採決します。2番に賛成の方の挙手を求めます。
	（全員挙手）
議長	賛成全員により許可することと致します。それではこれで報告第2号を終わります。以上を持ちまして、本日提出された報告・議案についての審議を終わります。
	（午後3時20分終了）

	この会議録は、委員会書記をもつて記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。
	令和4年 5月 2日
	鹿島市農業委員会
	会長
	1番委員
	3番委員
	事務局長